

スートラ文學における家族倫理

藤 謙 敬

一 親子間の倫理

スートラ文學においては兩親は師と共に高い尊敬を拂われるのが通例である。マヌ法典によれば、人の出生に當つて、母と父における *matā-pitarau* 苦痛は百年経つても償われることはない。従つて常にこれら兩者の喜ぶことを爲すべきであり、又一切時に師の喜ぶことを爲すべきである。これらの三者が満足する時にこそ、苦行より生ずる一切の果報が獲得されるのである。これらの三者に對する奉仕は最高の苦行であると云われ、彼等の許可なしには他の法 *dharma* を行つてはならない、として、兩親及び師への奉仕を強調している。

實に兩親と師とは三界であり、三アーシュラム *asthana* であり、三ヴェーダであり、三火であると云われる。即ち父はガールハパティヤ *gārhapatya* の火（家長の火）、母はダクシナ *dakṣiṇa* の火（南方の火、祭壇の南方に置かれる火）、師はアーハヴァニーヤ *āhavanīya* の火（供物の火）であると傳えら

れ、この三火は最も尊重されるが、これらの三火を忽せにしない者は三界を征服し、自己の身體は神の如く輝き、天において幸福を享受するであろうと云われる。又、師はブラフマン（梵）の化身であり、父はブラジャーパティ（生主）の化身、母はプリティヴィー（大地）の化身とされ、母への尊敬 *bhakti* により此の世界を得、父への尊敬により中（空）界を得、師への奉仕により梵界を得、と云われる。これら三者を尊敬する者によつて、一切の法は尊敬される。しかし彼等を尊敬しない者にとつては、すべての祭儀 *riti* も効果が無い。これら三者の存命中は他の事を勝手に爲してはならない。彼等にとつて快く感ぜられ、且又、ためになるようにすることを悦びながら、常に彼等に對して憚ることなく、來世のためにその意・口・身によつて行おうとすることは何事でも、悉く彼等に告げなければならぬ。これら三者への奉仕において、人間の爲すべきことは完成される。それは明らかに最高の法即ち義務であり、その他は副次的な法である。

右に示したように、両親に對する尊敬及び奉仕は子たる者の最高の義務とされたが、一方この義務に反した者は厳しく制裁された。即ち、理由なくして母・父或は師を棄てる者は祖靈祭 *śrāddha* の施物に預る資格はなく、又父と論争する者も同前である。母及び父と口論してはならない。母或は父を遺棄してはならず、これを遺棄すれば、王によつて六百パナ *paṇā* の罰金を科せられることになる。母や父を中傷する者も百パナの罰金を支拂わしめられるのである。⁽⁴⁾

1 *Manu-Smṛti*, II. 227—229.

2 *Ibid.* II. 230—232. Cf. *Āpastamba-Dh. S.*, I. 3.44.

3 *Ibid.* II. 226, 233—237. 因みて「アーチャーリヤ (*Acarya*, 弟子を入門せしめ、これを教育する教師) はウパードヤヤー (*upādhyāya*, 生計のために教育に携わる教師) よりも十倍多く尊敬され、父はアーチャーリヤよりも百倍多く尊敬される。しかし母は父よりも千倍多く尊敬されるべきである。」(*Manu-Smṛti*, III. 145) とした表現や、この外「母と父」というように、通例母が父より先に擧げられている事實が注目される。

中村元博士「日常生活の倫理」現代佛敎講座第一卷参照。

4 *Manu-Smṛti*, III. 157, 159, IV. 180, VIII. 389; *Gautama Dh. S.*, XV; *Yājñavalkya-Smṛti*, II. 237.

二 兄弟間の倫理

人にとつて、兄は自己のアートマン(我)の化身とされ、兩

ストロラ文學における家族倫理(藤)

親や師と共に尊敬された。⁽³⁾ 古くインドにおいては、家族制度は家父長制を取り、祖先の祭祀は家父長の重要な義務で、長男子の世襲となつていたため、息子の出生が悦ばれた。人は息子 *putra* によつて諸世界を征服し、息子の息子によつて無邊界を得、息子の孫によつて太陽の世界を得ると云われる。何故ならば、息子はプト *put* と名づけられる地獄からその父を救う *trāyate* が故に、彼は自在神自らによつてプト *putra* と呼ばれるのである。⁽³⁾ 人はこの世において息子・孫・曾孫を通して家を繼續し、次の世において天を獲るのであり、妻を娶る目的も實にこの二點にあるとされる。⁽³⁾

右のような家族制度を反映して、ストロラ文學の説く相續法においては長男子の地位が極めて強化されている。即ち「父又は母の死後、兄弟は相集まつて父の財産(又は母の財産)を平等に分配することができる。何故ならば両親の生存中には彼等にはその権利がないからである。」と云いながら、一方において「或は長兄だけが父の全財産を相續し、他の者はあたかも彼等が父の下で生活したように、長兄の下で生活することが出来る。」とも云うのである。息子の誕生によつて人は直ちに息子の父 *putrin* となり、祖靈祭の負債を支拂う。故にその息子は全財産を相續する資格があるのである。⁽³⁾ この息子こそ法のために生まれたのであり、彼に債務を負わしめ、彼によつて不滅を獲得するのであり、その他の者はすべて愛

欲より生まれた者と認められる。⁽⁷⁾ 父がその子供たちを扶養したように、長兄はその弟たちを扶養すべきであり、弟たちも亦、法に従つて、あたかも子が父に對するやうに長兄に對して振舞うべきである。長男は家族を繁榮せしめ、或はこれを破滅せしめるものである。長男は世間において最も尊敬に値し、有徳者によつて非禮に取扱われることはない。若し長兄の行爲が長兄にふさわしい時には、あたかも母又は父のやうに取扱われるべきであり、若し彼の行爲が長兄にふさわしくなくても、尙親族のやうに尊敬されるべきである。彼等は同居してもよく、或はまた法をねがつて別居してもよい。何故ならば別居によつて法は増大するからである。故に別居は合法的であるとされる。⁽⁸⁾

これらの説明を通じて見ると、長兄には父と同様な尊敬が拂われると共に、同居する弟たちを含めた家族を扶養する義務があつた。これは家父長を中心とする大家族制の存在を想像せしめるものであるが、一方には右の説明の中に見るやうに、大家族制の外に別居家族制も行われ、むしろこれが法にふさわしいと見做された事實を見落すことはできない。スートラ文學にはこの外に遺産の相続に關して極めて詳細な説明を加えているが、⁽⁹⁾ 相続分の内容から兄弟姉妹の地位を見るに、嫡出子の長男子に對し最大の権利を與えていることは事實である。

1 Manu-Smṛti, II. 226.

2 Ibid. IX. 137—138.

3 Yājñavalkya-Smṛti, I. 78.

4 Manu-Smṛti, IX. 104; Gautama-Dh. S., XXVIII. 1; Baudhāyana-Dh. S., II. 3.38; Yājñavalkya-Smṛti, II. 117.

5 Manu-Smṛti, IX. 105; Gautama-Dh. S., XXVIII. 3; Baudhāyana-Dh. S., II. 3.13; Apastamba-Dh. S., II. 14. 6.

6 Manu-Smṛti, IX. 106; Vasiṣṭha-Dh. S., XI. 4.

7 Manu-Smṛti, IX. 107. この債務は聖者・神々・祖先に對する三負債の1つ、三負債の思想は Taittirīya-Saṃhitā, VI. 3. 10. 5; Śatapatha-Brahmana, I. 7. 2. 11; Aitareya-Brahmana, XIII. 33. 1 などにもみられる。

8 Manu-Smṛti, IX. 108-111. Cf. Gautama-Dh. S., XXVIII. 4.

9 Manu-Smṛti, IX. 9—11, V. 150, IX. 27, 28.

三 夫婦間の倫理

夫婦間の倫理については、男性に對する女性の從屬、子供特に男の子の出産及び養育に關する女性の任務、女性の本性についての性惡説などの見解が基調をなしている。

女性には獨立の能力はなく、生涯にわたつて男性に依存しなければならぬ。女性は幼年・青年・老年の別を問わず、何事をも獨立になしてはならない。たとい家庭における仕事

と雖も亦然りである。女性は幼にしては父に従い、長じては夫に従い、夫の死後は子に従うべきであり、決して獨立することはできない。ここには明らかに三従の思想が見られる。

ストラ文學は女性に對してこのような義務を課する一方、父・夫及び息子に對しては、それぞれ娘・妻及び母を保護すべき義務を強調している。即ち、適當な時期に娘を嫁せしめない父や、適時に妻に接しない夫や、夫の死後その母を保護しない息子は批難されるべきである。女性は些細な、悪しき傾向からも特別に護られねばならない。何故ならば、若し彼女等が保護されないならば、自分と夫の兩家に悲しみをもたらすからである。それが一切のカーストの最高の義務であることを考えて、たとい力の弱い夫であつても妻を保護するように努めなければならぬのである。この世において努めてその妻を保護する者は自己の子孫・善行・家族・自己自身及び自己の義務を護るものである。

夫は神より妻を與えられるのであり、自分の意志によつて娶るのではない。常に神々の喜ぶことを爲しつつ、妻を扶養すべきである。「相互に死に至るまで誠實たるべし。」これが要約して夫婦の最高の義務であると知らるべきである。結婚で結ばれた夫婦は離れたり、相互の誠實を破らないように、常に努力しなければならぬ。幸福な家庭は妻が尊敬される家庭であり、夫が妻に満足し、妻が夫に満足する家庭である。

ストラ文學における家族倫理（藤）

出産・養育・家事は女性の重要な任務であり、従つて結婚生活は女性にとつて重大な意義を持つのである。夫は妻に入り、胎兒となつて、彼女から再びこの世に生まれる。この女性において再び生まれる *asyām jāyate punah* ということが妻 *jāya* の妻たる所以 *jāyitva* である。従つて子孫の純潔をまもるために注意深く女性を保護すべきである。ただし、いかなる人も女性を強制によつて完全に保護することは不可能であるが、次の方法をもつて保護し得るとして、利財の收入及び支出、物を清潔にすること、宗教的義務、食物の調理、家具の管理に當らしめることなどをあげている。女性は常に朗らかにして、家事に巧みであり、家具の清潔に注意し、支出に當つては節約を旨とすべきである。子供の出産、生まれた子の養育、日々の生活、これらの事柄については明らかに女性がその原因となるものである。

妻も夫と共に宗教的儀式に参加した。女性は母となるため、又男性は父となるために創造されたのであり、それ故に宗教的儀式は夫がその妻と共に施行すべきであるとシュルテイ (*Shruti*, 天啓) において定められたと云われる。すべての再氏族の中で、同じカーストの妻のみがその夫を世話して日々の宗教的儀式を助けるべく、異つたカーストの妻はこれをすることができない。また女性は獨立に祭式を行うこともできないとされた。

そもそも女性の本性は惡徳に満ちたものであると云われる。この世において男性を墮落せしめるものに女性の本性である。この故に智者は女性に對して心を許さない。何故ならば女性はこの世において、單に愚人のみならず實に學識のある者をも邪道に導びき、愛欲と瞋恚の奴隸とすることができからである。創造に際して、マヌ Manu は女性に寢床・座席・裝飾・愛欲・瞋恚・不正直・惡意及び惡行を賦與した。女性のためにはマントラ Mantra によつてなされる儀式はない、と斯く法には規定されている。力を缺き、マントラを缺く女性は不眞實であるとされている。飲酒、悪い人々との交際、夫との別居、よく出歩くこと、非時に眠ること、及び他の男子の家に住むことは女性の破滅の六つの原因であると云われる。女性はこの世においていかに注意深く保護されても、男性に對する欲情により、移り氣により、又生來の薄情により夫に不貞をはたらくものである。このように述べて妻の不貞を嚴しく戒めてゐる。かくて妻には貞節の徳が強く要求される。その意と口と身とを統制し、主人即ち夫に對して義務を破棄しない女性は、死後夫と同じ世界に住み、この世においては有徳な人々によつて貞女と云われる。しかし夫に對する不貞のために妻は世間においては批難され、來世においては豺の胎内に宿り、罪の罰である病氣に惱まされるのである。⁽⁸⁾

夫に對する妻の貞節は生前は勿論、死後においても美德とされるに至つた。即ち死後も夫と共に住もうと欲する貞節な女性は夫が生きている間も、或は死んでからも、夫にとり不愉快なことをなしてはならない。若し妻が欲するならば、彼女は夫の死後、花の根及び果實にて生き、その肉體を衰弱せしむべきであり、決して他の男の名すら口にしてはならない。彼女は死ぬ迄忍耐し、自制し、梵行（不邪淫）を修し、唯一人の夫を守つてゐる女性のための最高の義務を遂行する様に努力すべきである。夫の死後も常に梵行に住する貞節な女性は、たとい子息を有しなくても、あたかも梵行を修した者のように夫に赴く。しかし子を得たいという欲望から亡き夫に對する義務を破る女性は、この世においては批難され、死後は夫の住む世界から棄てられる。貞節なる妻にとつては何處にも第二の夫なるものは規定されていない。又、結婚に關する規定の中には寡婦の再婚は定められていない。再婚した女性の夫（parahivpati、先夫をもつていた女性の夫）は神々や祖靈の祭式の何れにおいても、その行爲は批難され、又會食にふさわしくないとされて、再生族の最下級の者として忌避される。再婚した女性より生まれたバラモンへの施物はあたかも灰の中に投ぜられた供物のようであると云われる。⁽⁹⁾

女性には再婚が禁じられたが、男子には再婚は認められてゐる。法を知る再生族は自分より先に死亡した妻に對して葬

